船舶検査活動の実施に関する訓令を次のように定める。

平成13年3月1日

防衛庁長官 斉藤 斗志二

重要影響事態における船舶検査活動の実施に関する訓令

(趣旨)

- 第1条 この訓令は、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号。以下「法」という。)に基づく船舶検査活動の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 船舶検査活動の実施に関しては、法並びに重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成11年法律第60号)第4条第1項に規定する基本計画及び法第5条第1項に規定する実施要項(第5条において「実施要項」という。)に基づくほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。
  - (1) 部隊等 自衛隊の部隊及び機関をいう。
  - (2) 船舶検査活動 法第2条に規定する船舶検査活動のうち、重要影響事態に際して実施するものをいう。
  - (3) 船舶検査実施部隊等 法第5条第1項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた部隊等をいう。

(船舶検査活動の実施)

第3条 船舶検査実施部隊等の長は、防衛大臣の命を受け、船舶検査活動を 実施するものとする。

(協力の依頼)

第4条 船舶検査実施部隊等の長は、船舶検査活動に関し、必要に応じ、指揮系統外の部隊等の長に協力を依頼することができる。この場合において、当該依頼を受けた部隊等の長は、できる限り、これに応じなければならない。

(実施区域)

第5条 船舶検査実施部隊等の長は、実施要項において指定される区域で、 船舶検査活動を実施するものとする。

(船舶検査活動の中断等)

第6条 船舶検査実施部隊等の長は、船舶検査活動を実施している場所又は その近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に 照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、速やかに当該船 舶検査活動を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避するこ とを命じるとともに、その状況を統合幕僚長を経て防衛大臣に報告し、法 第5条第4項の規定による防衛大臣の措置その他防衛大臣の指示を待つも のとする。

- 2 船舶検査実施部隊等の長は、船舶検査を実施している間、実施区域が外国による船舶検査活動に相当する活動の区域と明確に区別することができない状況となったと判断する場合には、速やかに当該船舶検査活動を一時休止するとともに、これを統合幕僚長を経て防衛大臣に報告し、法第5条第5項の規定による防衛大臣の措置その他防衛大臣の指示を待つものとする。
- 3 船舶検査実施部隊等の長は、第4条の規定による協力が行われている場合において、前2項の措置を執ったときは、直ちに、その内容を同条に規定する部隊等の長に通知しなければならない。

(武器の使用)

第7条 船舶検査活動の実施に係る武器の使用に関し必要な事項は、別に定める。

(報告)

第8条 船舶検査実施部隊等の長は、防衛大臣の命により、船舶検査活動を終了するものとする。この場合において、船舶検査実施部隊等の長は、当該命令を受けるまでの間に実施した船舶検査活動について、速やかに、その内容を統合幕僚長を経て防衛大臣に報告しなければならない。

(委任規定)

第9条 この訓令の実施に関し必要な事項は、統合幕僚長が定める。

附則

この訓令は、平成13年3月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。 附 則

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。 附 則

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。